

公明党議員団を代表して、中東情勢に伴う物価高騰対策ならびに中小企業支援について、さらなる区民サービス向上を、未来を担う子どもたちのために、区民の葬祭について、高齢者の終活支援について、大きく5点にわたり質問いたします。

はじめに中東情勢に伴う物価高騰対策ならびに中小企業支援について伺います。

日銀が5月15日発表した4月の国内企業物価指数は、132.8と前年比4.9%上昇、上げ幅は23年5月以来の高水準で、中東情勢の不安定化による原油価格の高騰に加え、長期化する円安の影響によってエネルギー価格や原材料価格、輸入コストが上昇し幅広い品目で価格転嫁が進んでいます。

緊迫化が続く中東情勢に伴い、今後も原油価格が高騰し電気料金やガソリン代だけでなく、身の回りの多くのモノのさらなる高騰が懸念されています。特に、プラスチックなど石油由来製品の原料となる「ナフサ」の供給不安が広がっており、実際に影響も出ております。供給が滞れば、製品の値上げも含めて国民生活やさまざまな産業に深刻な影響が及びます。また仮に中東情勢の緊張が急速に和らいだとしても、元にもどるまでは相当の時間を有するともいわれております。そこで伺います。

- 一、北区に於いても、原油高騰に伴う区民の生活を守るため、さらなる物価高騰対策を早急に実施すべきではないでしょうか。特に影響の大きい低所得者世帯や子育て世帯等への重点的な支援も必要だと考えます。区の見解をお示してください。
- 一、電気・ガス料金等、エネルギー - 価格転嫁が困難な医療、介護、障がい福祉サービスなど、各事業者への支援が必要であると認識しておりますが、区のを伺います。
- 一、区では5月25日付で建築資材等の高騰に係るスライド条項の運用を開始いただきましたが、区発注の工事に関して、資材の流通、価格の調査などの確に行い発注金額に反映させるとともに、工期延長などについても事業者と協議が必要になってくると考えますが、区の見解をお示してください。
- 一、エネルギー価格高騰や経済活動の停滞等で影響を受ける中小企業に対し、区では5月22日付で「特別相談窓口」を開設いただきましたが、長期化する中東情勢を踏まえ中小企業に対する資金繰り支援拡充・強化を行う必要があると考えます。区の見解を伺います。
- 一、豊島区では、物価高騰対策として従業員への賃上げを行った中小企業に対し「としま賃上げ促進支援金」事業を開始、従業員の基本給3%以上引き上げた事業者に対し従業員一人当たり5万円（最大50万円）を支給します。区においても検討すべきではないでしょうか。
- 一、国に対し原材料・建設資材の供給安定化、価格高騰対策や雇用に影響を及ぼさないよう雇用調整助成金の要件緩和・拡充など国に対して求める必要があると考えま

す。

以上、6点区の見解をお示してください。

次に大きな2点目さらなる区民サービス向上をから、広聴広報制度推進について伺います。情報発信改革は「まちを変える」ともいわれますが、これからの時代「伝わる」情報発信がさらに重要になってくると考えます。北区では、広報について山田区長就任以来毎月の区長記者会見をはじめ、ホームページや北区ニュースのリニューアル、動画や各SNS発信に精力的に取り組んでいただき、情報発信が格段に進展したと認識しております。そこで、さらなる広報の目的である「地域住民に必要な情報を伝える」ため幅広い年齢層や多種多様なバックグラウンドを持った相手に伝わりやすい手段や工夫が必要ではないでしょうか。そこで区では、北区ニュースやデジタル配信PV数等、どのように反応効果を分析していますでしょうか。またさらなる「伝える」から「伝わる」広報とするため、PDCAサイクルを運用し全庁的に戦略的広報に取り組むべきではないでしょうか。区の見解を伺います。

戦略的広報を推進する上でも、また区の政策を的確に実行するためにも区民のニーズを把握する広聴制度も重要です。区においては、区民との対話として小学生と区政を話し合う会や中、高校生のモニター会議、若者とのオンライントーク、町会自治会連合会の常任理事会とのきずなトークなど活発に区民の皆様と意見交換を実施していただいております。今年度は新たに（仮称）北区若者会議を設置し、若い世代の皆様が自由に意見交換ができる場を設ける予定になっています。そこで伺います。さらなる広聴制度推進のためSNS等を活用したデジタル広聴制度の実施強化を検討してはいかがでしょうか。また、品川区では、しなトーク（しながわオープントーク）として、インターネット上で、誰もが時間や場所を問わず意見を提案できる場として区民の皆さんの声を政策に反映させるための「直接対話型」のデジタルプラットフォームを構築していますが、区に於いても検討実施できないでしょうか。さらに、広聴を政策に生かすため子どもたちの意見や若者からの提案等を受け、予算化し実行する仕組みづくりも必要と考えますがいかがでしょうか。以上区の考えをお示してください。

次に生成AI活用について伺います。区においては、北区DX推進計画2025のもと役所の資料作成等の文章生成AI全庁導入や昨年度から民間事業者の情報提供依頼（RFI）で相談業務システムや日常業務効率化サービスの実証実験を実施し生成AI活用に取り組んで頂いております。そこで、区民サービス向上のためAIを活用した業務改革だけでなく、他自治体で導入しているフロントヤード改革として対話型AIによる複数の問い合わせに対応する電話対応サービスやAIコンシェルジュの導入、防犯対策としてAI搭載防犯カメラ設置やAI活用による帰宅困難者対策、その他日立市の耳が不自由な方のためのAIを活用した窓口での会話を文字化する機器の導入など、区民サービスに直接かかわる

AI活用にも取り組むべき考えます。区の考えをお示してください。

東京都では、AIなど活用したアプリを自ら開発できるプラットフォーム「AI1（えいち）」をGovTech東京と連携し本格運用、他自治体でも活用できる「デジタル公共財」として展開できるとのことで、区に於いても活用予定ですが内容についてお示してください。また今後生成AI活用が進展する中、留意する事項を定めるAI基本方針やガイドラインの策定、さらに誤情報対策として千代田区のようなAIを活用していくことも必要ではないでしょうか。区の見解を伺います。

次に、区民サービス向上のための働き方改革について伺います。区政進展のためには、北区で働く多様な人材が、個々の事情に合わせ柔軟に健康でやりがいをもって働けることが重要です。そこで現在男性職員の育児休暇取得も北区においても増加していると思いますが、他自治体では育児休暇取得に協力的な職場環境をつくり、男性職員がより長期の育児を取得しやすくすることを目的に代替職員が配置されなかった場合、同僚職員に対し「育休応援手当」を支給する自治体もあります。区においても検討してはいかがでしょうか。また町田市では職員の業務効率化として、職員の休暇について庁内マニュアルをAIに読み込ませ質問に回答、さらにAIを活用した年末調整アプリを導入し問い合わせが減少しているとの事ですが、区に於いても導入してはいかがでしょうか。区の考えをお示してください。

先般墨田区の「窓口受付時間変更」についてお話を伺って参りました。墨田区では、区民サービス向上を目的に、内部処理業務を充実させ「来なくていい窓口」を推進するため昨年の12月1日から平日の窓口受付時間を8時30分から17時を9時から16時30分に変更、戸籍や住民登録など窓口サービスの利用が最も多い区民部から施行実施を開始しました。実施に至る経緯としては、令和6年度から「新しい窓口サービス実行3カ年計画」のもと、平日の来庁者が9時から16時30分が約9割を占めている。窓口時間（8時30分から17時）前後に業務を開始・終了させるため恒常的な超過勤務が発生しているなどの現状があり、将来的にはオンライン申請やコンビニ交付の拡充・推進により来庁者は減少するものの1件当たりの窓口時間や内部業務の処理件数は増加し、丁寧に寄り添う対応が求められる、など踏まえ変更に至ったとの事。窓口時間の見直しによるサービスの効果としては「手続きだけにとどまらない寄り添う窓口の実現」、『DX化に対応した「来なくていい窓口」の推進』『働き方改革による窓口サービスの向上』との事でした。

区民への周知もウェブサイト、SNS等により先行配信、区報にも掲載し区民からのご意見は特になかったとのことで、今まで実施できなかった全体ミーティングや業務改善に取り組む時間も確保できたとの事でした。そこで伺います。窓口業務のDX進展に伴い、現在60を超える自治体が受付時間変更に取り組んでおりますが区としても、区民サービス向上のため検討してはいかがでしょうか。区の見解を伺います。

次に大きな3点目、未来を担う子どもたちのためからさらなる子育て支援をについて伺います。区で実施いただき本年3月に発表された「北区民意識・意向調査報告書」によると、子どもの幸せNo.1の子育て支援について、子育て支援の取組として、無作為抽出並びオープン型調査において「子どもたち向けの外遊びや自然にふれあえる場の提供」「学校や子どもが利用する施設・設備の充実」の順に割合が高くなっています。また子ども調査において、「子どもたちがもっと幸せになるように力を入れてほしいと思うこと」について子どもたちの回答が一番高いのも「遊べる場所や遊具を増やすこと」となっています。さらに無作為調査では若い世代ほど、「子育て家庭への経済的支援」の割合が高くなる傾向があり、オープン型調査では、未就学児がいる世帯においては「子育て家庭への経済的支援」(60%)が最も高いとの報告がなされています。このことから北区に於いて「子どもたちの遊び場の充実や経済的支援」の意向があると考えます。そこで伺います。北区として、この結果を受け、どのように受け止め今後のどのように取組まれるのか区の見解をお示しく下さい。

国においても子育て支援は、子育て世帯への負担軽減とともに、若年人口が急激に減少する30年代に入るまでが、少子化傾向を反転できる「ラストチャンス」としています。区では、本年度より公明党議員団が要望してきた子育て世帯への負担軽減として宿泊事業経費の公費負担を実施されたことには高く敬意を表します。お隣の足立区では令和6年の「子育て世帯アンケート」結果から「子育てにお金がかかりすぎる」との声を受け、修学旅行の負担軽減、補助教材費の補助、小中学生の入学準備金の支給の大幅な子育て世帯への負担軽減を実施しておりますが、北区に於いても補助教材補助、入学準備金の支援を実施すべきと考えますが、区のを伺います。

子どもの遊び場充実については、子育て世帯の皆様からの要望も伺っておりますが、先日岡山県和気町に子育て支援の視察に行かせていただきました。和気町のわけまるパークは、屋外施設として大型のコンビネーション遊具、トランポリンマウンテンやゴーカート、ミニSL、スケートパークが設置されており、室内に作られた「子どもひろば」は、安全、安心、快適な遊び場でクッション滑り台、発砲スチロール素材のブロック、ボルタリングや砂場で遊ぶことができ、赤ちゃんが遊べるスペースもあり幼児用トイレや授乳室も完備しています。利用料は無料で、町外からも多くの親子が訪れるにぎわいの施設となっています。また和気町では、子育て支援の一環として自動車を利用し遊具や玩具等を搭載、公園や行事に出張し遊び場を提供するプレーカー事業を実施しています。運営はNPO法人に委託、財源は国の利用者支援事業を活用し、参加費は無料、子育て家庭や妊婦さんへの専門支援人による相談対応も実施。具体的には、遊び道具としてけん玉やお皿まわし、シャボン玉など屋外で遊ぶことが出来る遊具や木質を中心とした知育玩具など定期的に新しいおもちゃも導入し、遊び方の指導、親子で一緒に遊べる場の提供を行っています。そこで北区民意識・意向調査での結果も踏まえ、和気町のような子どもの遊び場やプレーカー事業の整備をすべきと考えますが区の見解を伺います。

共同親権について伺います。本年4月1日より離婚後の子どもの養育に関する「民法等の一部を改正する法律」が施行されました。主なポイントは、今までは子どもの親権は「単独親権」に限定されていましたが、父母双方が親権を持つ「共同親権」を選べるようになりました。どちらを選ぶかは父母の協議で決め、まとまらない場合、家庭裁判所（以下家裁）が子どもの利益を考慮して親権者を判断、家庭内暴力や虐待の恐れなど共同での親権行使が困難と判断された場合は、家裁が単独親権を定めます。共同親権では、引越先や進学先など子どもに関わる重要事項は原則双方の共同で決定、例外として日常行為や緊急の手術等といった「急迫の事情が」ある場合単独判断が可能とされています。施行日前の離婚で単独親権となっている場合も家裁に申し立て必要と認められれば共同親権に変更できます。養育制度では、養育費の取り決めがなくとも、子どもと暮らす親が別居親に対し、子ども一人当たり月額2万円を暫定的に請求できる「法定養育費」が創設され、離婚した日から養育費の適切な額がまとまるか、家裁の審判が確定するまで適用となっています。さらに不払い時に別居親の財産を差し押さえられる「先取特権」を付与、調停を経ず合意した文書のみで差し押さえ申し立て出来るようになり手続きが簡素化されました。また財産分与では、合意に至らない場合の家裁への請求期間を離婚後2年から5年に延長となっています。そこで、離婚後の親権規定の見直しは1947年以降はじめての大きな改正になりますが、子どもの利益を第一義に北区として、各種手続、保育園や学校、福祉等の現場でさまざまな判断の変更があると思いますが、区としてのマニュアルやガイドラインなど必要ではないでしょうか。また現在離婚や養育費の相談はそらまめ相談室で行っていただいておりますが、区としての情報提供、相談体制の強化も必要と考えますがいかがでしょうか。さらに民事執行の申し立て費用の補助や他自治体では、養育費の意見がまとまらない場合の裁判所調停や養育費が決まっても相手から支払われない場合の強制執行手続き委任の弁護士費用の助成を実施していますが、区に於いても助成できないでしょうか。以上区の考えをお示してください。

次に子どもたちの安心安全のために5点について伺います。

一、はじめに2025年の小中学校の自殺者数は全国で538人に上り過去最多となり、本年4月子どもの自殺防止を図るため改正自殺対策基本法が施行されました。今まで個人情報保護の観点や連携先が分からないことから具体的支援につながらないケースがみられたため、改正法では学校、医療機関、児童相談所、民間団体などの関係機関や専門家で構成される「協議会」を市区町村で設置できることが盛り込まれました。協議会の主な役割は、自殺リスクの高い子どもたちの情報共有を進め、個別支援の検討を行い、その具体化を図ることとされています。北区に於いても子どもたちを守るため協議会の設置を行うべきと考えます。区の考えをお示してください。

一、子どものSNS利用について伺います。SNSを日常的に使う子どもが増加する中、誹謗中傷やいじめ、犯罪被害といった問題も広がっています。今般、政府において総務省

の有識者会議で事業者責務などの報告書案の公表がなされましたが、家庭内でのルール作りだけでなく、社会全体で子どもを守る視点が必要だと考えます。もとより子どもたちの表現方法や知る自由はもちろん、大人の利用者の表現の自由や、事業者の経済的活動への影響にも留意が重要であると考えます。その上で今後加速する生成AIを含めたネット環境から、子どもたちを守る観点で北区において、さらなるネットリテラシーを養うための教育に力を入れるべきと考えます。区の見解を伺います。

一、不登校児童の健康診断について伺います。現在の学校での無料検診と同じように不登校の子どもたちの健康を守るため、学校医の医療機関やフリースクールで健康診断を受けられる自治体も出ております。区においても推進すべきと考えますが、現況と見解を伺います。

一、熱中症対策として、本年度から区ではスポーツ施設や保育園などにミストシャワー設置を推進頂きますが、小中学校にも設置できないでしょうか。またクールネックや冷やしタオルなど保管のため冷凍庫の設置もできないでしょうか。

一、小学校始業時前に児童が校門前で待つことがないよう子どもの朝の居場所について、予てから公明党議員団で要望して参りましたが、地域との連携やシルバー人材センターを活用し事業を行う自治体も増加しています。区においても実施すべきと考えますがいかがでしょうか。また夏季休業期間中の困窮世帯の子どもに対し「食事の確保」や「涼しく過ごせる居場所」の対策が喫緊の課題と考えますが、あわせて区の見解を伺います。

大きな4点目、区民の葬祭について伺います。23区内の火葬場は9カ所のうち公営が2カ所、民間が7カ所で内6カ所は同一企業が運営、そのうち民間事業者は2021年以降、燃油高などを理由に火葬料の値上げを行い当初の5万9千円（大人）から現在の9万円となっています。現在公営2カ所は、火葬料は6万円以下で多摩地域では、住民料金の多くが無料となっており、全国でみても23区の火葬料金は突出して高くなっています。また23区の年間火葬件数約9万件のうちおよそ7割が民間の火葬場で行われており、多くの地域で選択肢がない状況となっています。そもそも墓地埋葬法では、火葬料など価格設定に関与する権限は明記されておらず、行政が改善命令を出すことは難しいとされています。

そこで伺います。23区区長会や東京都においてもこの問題の議論がなされていると承知しておりますが、その動向について、また区としてどのように認識されているのか伺います。また民間事業者は、社会福祉として長年継続されてきた区民葬儀から撤退を表明、区役所で区民葬祭券を受け取り指定の葬祭業者を利用すれば、民営火葬場の火葬料が5万9600円となる「区民葬儀」についても、取り扱いをやめ8万7000円に改訂する旨を昨年

8月に決定、それを受け本年度から23区共通で当面、区民葬儀として2万7千円の補助を決定しましたが、議論の状況と今後について伺います。さらに今後2024年には14万4千人だった都内死者数が65年頃には20万人に達する多死社会を迎えるといわれています。墓地埋葬法では、火葬場の設置は特別区では区長の許可が必要とされていますが、新規設置が難しい中、区としてどのように火葬能力の強化について、考えておりますでしょうか。

最後に高齢者の終活支援について伺います。

区においては、本年10月から終活相談窓口を開設し、情報提供や終活情報登録事業に関する一般相談、弁護士による相続・遺言等の専門相談などを実施予定で、また終活情報登録事業として生前契約や遺言書の保管場所・終末期医療の意思等、終活に関する約10項目を登録し「もしもの時」関係者や行政が迅速にサポートできる体制を構築いただけることは、わが会派が長らく提案し実現いただけたことに高く評価いたします。そこで先般静岡市の終活支援事業についてお話を伺って参りました。静岡市は高齢化率31.5%、高齢者のみの世帯や高齢者一人暮らしの世帯が増加しており、誰もが安心して過ごせるまちを目指し高齢者がもしもの時の疑問や不安に寄り添い、これからの人生を希望どおり過ごせるよう終活支援を開始しました。令和6年には、市民が安心して終活支援事業者を利用できるよう市の基準を満たす事業者の「終活支援優良事業者」の認証を開始、令和7年には、終活支援担当部署を新設し終活相談窓口を設置するとともに終活情報の登録・伝達事業を開始、その後市民が終活支援優良事業者と締結する葬儀や家財処分など死後事務に関する契約に関して、事業者による死後事務実務が終了するまで一連の過程を見届けるエンディングプラン・サポート事業を開始しました。事業の内容は、市民が利用を市に相談、市は協定を締結した終活支援優良事業者を案内し、市民は終活支援優良事業者と公正証書により死後事務委任契約を締結、市民は経費を公社に預託し市民が亡くなった後、事業者は公社から預託金を受け取り死後事務を実施、市は全体の流れを見届け、事務を確認することです。この事業は令和7年11月の開始から相談件数延べ138件、申請4件となっています。そこで伺います。

静岡市の終活情報登録・伝達事業の登録件数は現在24件とのことですが、外出時など携行できるようカード式（登録がわかる）でも発行していますが、区においても実施してはいかがでしょうか。また今後単身世帯が増加する中、終活支援事業推進のため区としての組織体制強化も必要と考えますがいかがでしょうか。静岡市の終活支援優良事業者の認証は、現在2事業者とのことで「静岡市終活支援優良事業者認証基準策定委員会」で策定された認証基準に基づき財務諸表など庁内組織で審査しているとのこと。区に於いても区民の安心のため今後、認証事業など実施できないでしょうか。また、死後事務が終了するまでの一連の過程を見届けるエンディングプラン・サポート事業については、市民からも「相談に応じ、見届けなど関与してもらえると心強い」との声があり、事業を行う他

自治体も増加してきており、今後北区においても実施できないでしょうか。さらに静岡市でも低所得の方への終活支援の在り方が課題と話していましたが、現在、国において審議されている社会福祉法の改正の中で、身寄りのない高齢者支援として死後事務など低所得者に対し、無料や低額でも利用できる体制を整えると盛り込まれましたが、区に於いても検討すべきと考えます。以上、区の考えを伺います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。